平成２８年（フ）第２７２号
埼玉県草加市松江１丁目８番３―301号
債務者　武田　真純
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２８８号
埼玉県越谷市蒲生旭町８番14号　ソフィアガーデン101、旧住所埼玉県越谷市東越谷３丁目４番地12　コスモハイツＢ棟101
債務者　池田　春美
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３１２号
埼玉県草加市新里町1029番地３
債務者　内山　智晴
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３１３号
埼玉県草加市栄町２丁目２番12―306号
債務者　福崎　真生
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３３８号
埼玉県春日部市花積160番地　花積住宅16号
債務者　久我　　昇
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３４８号
埼玉県越谷市蒲生旭町５番24号　セントピアプラザＡ―403、旧住所埼玉県越谷市赤山町３丁目88番地７
債務者　金野　恭三
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３６１号
埼玉県春日部市大枝842番地10　原第５マンション202号
債務者　今野　大介
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３６２号
埼玉県春日部市大枝842番地10　原第５マンション202号
債務者　今野多恵子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３２６号
埼玉県富士見市関沢２丁目２番44号　ニューライフ関沢Ａ―102
債務者　白石眞智子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２５号
埼玉県秩父市下影森1203番地１
債務者　赤岩　重一
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1007番地１　第３農園ハイツ102
債務者　小野容志行
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第９２０号
北海道石狩市花畔３条１丁目167番地　フェニックス102号
債務者　金沢　　操（旧姓大西・鶴田）
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９４８号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目７番24号
債務者　前野　一雄
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９４９号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目７番24号
債務者　前野理恵子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０５８号
札幌市白石区川北2272番地９　静心寮
債務者　間嶋　弘一
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０６１号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番13―206号
債務者　大友眞理子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０８４号
北海道石狩市花川南４条４丁目17番地
債務者　神　真喜子（旧姓池崎・上野）
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０９２号
札幌市東区北36条東19丁目４番４号　コーポニューオオハタ５号
債務者　最上ゆかり
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部